

岩手県告示第 777 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 7 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 282 号

(2) 供用開始の区間

- ア 八幡平市松尾第 12 地割字時森 131 番地先から 133 番地先まで
- イ 八幡平市松尾第 1 地割字小松尾 182 番 22 地先から星沢 177 番 1 地先まで
- ウ 八幡平市星沢 177 番 1 地先から 124 番 22 地先まで
- エ 八幡平市戸沢 125 番 367 地先から 5 番 1 地先まで
- オ 八幡平市戸沢 125 番 273 地先から谷地中 44 番 77 地先まで
- カ 八幡平市沖田表 7 番 1 地先から亦戸川原 10 番 21 地先まで
- キ 八幡平市兄川山国有林 34 林班地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 11 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
- イ 期間 平成 18 年 7 月 11 日から同年 8 月 11 日まで

2(1) 路線名 284 号

(2) 供用開始の区間 一関市川崎町薄衣字大平 329 番 10 地先から字砂子田 159 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 11 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
- イ 期間 平成 18 年 7 月 11 日から同年 8 月 11 日まで